

## はじめに

1. ミャンマー :新外国投資法制定
  2. インドネシア :労働関連での新しい動き
  3. マレーシア(1) :コーポレートガバナンスに関する上場規則の改正
  4. マレーシア(2) :最低定年退職年齢法の施行日の決定
- 今号のコラム - ベトナム -

## はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第10号(2012年12月号)を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

## 1. ミャンマー:新外国投資法制定

2012年11月2日、ミャンマーにおいて新外国投資法(Foreign Investment Law)が成立し、同日施行されました。

同法は、これまで施行されていた1988年外国投資法に代わるものです。外国投資法は、基本的には外国投資優遇を受けるための法律であり、すべての外国企業・外資企業に適用されるわけではありませんが、製造業のようにビジネス形態によっては事実上必要になることもあります。改正項目は多岐に亘っていますが、特に注目すべき改正項目として以下のものが挙げられます。

- ・以下の11の禁止・制限分野・業種を規定
  - ①民族の伝統文化や慣習を害する事業
  - ②環境や生態系を害する事業
  - ③陸上動物、水生生物、植物、環境、花、作物、考古学的遺産、資源、河川、港湾等に影響を与える事業
  - ④国に有害・有毒廃棄物を持ち込む可能性のある事業
  - ⑤国際法上有害な化学物質を製造する又は使用する工場又は事業
  - ⑥規則で規定される国民が行うことのできるサービス・生産活動
  - ⑦臨床検査中、又は使用が認められていない技術、薬品及び用具を海外から持ち込む事業
  - ⑧規則で規定される国民が行うことができる農業並びに一年生及び多年生植物の栽培
  - ⑨規則で規定される国民が行うことができる家畜の畜産事業
  - ⑩規則で規定される国民が行うことができるミャンマーの海域における漁業事業
  - ⑪連邦政府の承認を得て行う、国境10マイル以内における投資活動

もっとも、上記の項目のうち、上記⑥の「規則で規定される国民が行うことのできるサービス・生産活動」については、未だ施行規則は制定されていません。

- ・旧法の最低外資比率(35%)を撤廃
- ・旧法の最低資本金制度を撤廃(但し、ミャンマー投資委員会(「MIC」)が事業の性質に応じて一定額を要請することがあるとされています。)
- ・MIC許可を受けた会社の株式の移転について、MICの許可が必要となることを明示
- ・非熟練労働者はすべてミャンマー人を雇用することとし、熟練労働者については、事業年数に応じて一定割合のミャンマー人の雇用確保を義務化(事業開始から2年以内に25%、4年以内に50%、6年以内に75%とされています。)
- ・所得税の減免期間を3年から5年に延長
- ・土地の賃貸可能期間を、30年+15年延長×最高2回から、50年+10年延長×最高2回に変更

新外国投資法の具体的な内容には、新法成立後 90 日以内(2013 年 1 月 31 日まで)に制定される予定の施行規則や今後の実務運用等によって明らかになる部分も多くあります。したがって、今後も、施行規則等や当局の運用等が注目されます。

弁護士 武川 丈士 (シンガポールオフィス駐在)

☎ (65) 6593-9752

✉ [takeshi.mukawa@mhmiapan.com](mailto:takeshi.mukawa@mhmiapan.com)

弁護士 小松 岳志 (シンガポールオフィス駐在)

☎ (65) 6593-9753

✉ [takeshi.komatsu@mhmiapan.com](mailto:takeshi.komatsu@mhmiapan.com)

弁護士 二見 英知

(Chandler & Thong-ek 法律事務所出向中)

✉ [hidetomo@ctlo.com](mailto:hidetomo@ctlo.com)

弁護士 氷上 将一

☎ 03-6266-8922

✉ [shoichi.hikami@mhmiapan.com](mailto:shoichi.hikami@mhmiapan.com)

## 2. インドネシア:労働関連での新しい動き

インドネシアにおいては、アウトソーシング(派遣及び業務委託)についての新規則が制定され、また 2013 年の最低賃金が大幅に増額されることとなりました。

### アウトソーシング(派遣及び業務委託)についての新規則

アウトソーシング(派遣及び業務委託)の条件に関する新しい規制を定めた労働移住大臣規則(2012 年 19 号。「新規則」)が、2012 年 11 月 19 日に発布され、同日施行されました。

派遣に関する主な変更点は、派遣の対象業務が①清掃、②ケータリング、③警備、④石油事業及び鉱業の補助、⑤労働者の輸送の 5 つに限定されたことです。その他の業務については、派遣の利用ができなくなりました。

業務委託に関する主な変更点は、対象業務の要件の 1 つである「完全に付随的な業務」が「事業セクター協会によって定められる業務執行プロセスの活動フローにおいて、主要業務の遂行を補助し促進する活動とされたもの」とされ、主要業務と付随的業務を規定する業務執行プロセスの活動フローを事業セクター協会が作成するとされたことです。なお、この事業セクター協会が何を指すのかは不明確であり、今後の動向に留意する必要があります。

これらの点に加えて、派遣/業務委託に係る契約を、アウトソーシングされた業務が行われている場所を管轄する労働移住省地方事務所に登録する義務が新たに課されている点について、留意が必要です。これらの新規則に対応するための移行期間は、施行から 12 ヶ月とされていますので、それまでに新規則に対応した体制を構築する必要があります。

### 2013 年の最低賃金の大幅増額

ジャカルタ特別州知事は、2013 年 1 月 1 日より適用される、ジャカルタの雇用者が労働者に対して支払うべき最低賃金を、月額 IDR2,200,000(約 18,000 円)と決めました。これは前年比約 44%増し、一昨年比約 71%増しと史上最大の増加率となりました。また、日系企業の多くが入居する工場団地群がある首都近郊の西ジャワ州の最低賃金も高い上昇率となっています。最低賃金を支払えない中小企業の倒産や大量解雇が強く懸念されており、インドネシア経営者協会(APINDO)は最低賃金増額の取消しを求める訴訟を提起することを検討しています。この最低賃金は、外国企業にも適用があります。

なお、最低賃金の増額については、適用延期の手続が認められており、ジャカルタでは、ジャカルタ特別州規則(2007 年 42 号)に従い、新最低賃金を支払えない雇用者は、労働者と合意の上、必要書類を提出して新最低賃金の適用延期の申請を行うことができます。もっとも、適用延期が認められない場合には、新最低賃金を支払わなければならない、支払わない場合には、行政罰や刑罰の対象となりえます。

弁護士 田中 光江  
 (Adnan Kelana Haryanto & Hermanto 法律事務所出向中)  
 ✉ [mitsue@akhh.com](mailto:mitsue@akhh.com)  
 弁護士 山田 広毅  
 ☎ 03-6266-8554  
 ✉ [koki.yamada@mhmjapan.com](mailto:koki.yamada@mhmjapan.com)  
 弁護士 田中 亜樹  
 ☎ 03-6266-8919  
 ✉ [aki.tanaka@mhmjapan.com](mailto:aki.tanaka@mhmjapan.com)

### 3. マレーシア(1):コーポレートガバナンスに関する上場規則の改正

2012年11月29日、マレーシア証券取引所(Bursa Malaysia)は上場規則を改正しました。本改正は、証券委員会(Securities Commission)が2012年3月39日に発表した2012年マレーシア・コーポレートガバナンス・コード(Malaysia Code on Corporate Governance 2012) (「CGコード」)を受け、上場会社のコーポレートガバナンスの強化を図るものです。

本改正のうち特に重要なものは以下のとおりです。

#### ① 関連当事者取引に関する株主承認に係る投票の強制

本改正以前から、上場会社が取締役、大株主等との間で行う関連当事者取引のうち一定規模以上ものについては、原則として、株主の承認の取得が義務づけられていました。本改正により、このような場合における株主の承認取得の方法としては投票によることが強制され、その他の方法(挙手、拍手等)は認められなくなります。

#### ② 取締役の兼任規制の改正

本改正以前には、取締役が取締役の地位を兼任できる会社の数について、(i)「上場会社」については合計で「10社」、及び(ii)「非上場会社」については合計で「15社」が上限とされていました。本改正は、この点に関し、取締役が取締役の地位を兼任できる「上場会社」の数の上限を「5社」に変更しました。これにより、「上場会社」間での取締役の兼任上限が「10名」から「5名」に減少することになります。一方で、本改正により、上場会社の取締役が取締役を兼任できる「非上場会社」の数についての制限はなくなりました。なお、規制の適用がある5社の「上場会社」には、マレーシア証券取引所に上場する会社のみが該当し、海外の取引所に上場する会社は含まれないものとされています。

#### ③ 指名委員会の設置

本改正により、上場会社は、取締役の選定及び評価を担う機関として指名委員会の設置が義務づけられます。指名委員会は、非業務執行取締役(non-executive director)のみで構成され、かつ、その過半数は上場規則が定める独立取締役(independent director)でなければならないとされています。同時に、本改正後、上場会社は、年次報告書(annual report)に、指名委員会の活動状況として、(a)取締役会の構成に関するポリシー、(b)取締役の指名・選定プロセス及び用いられた基準、並びに(c)取締役会、委員会及び個々の取締役に係る評価内容及び用いられた基準等の記載が必要になります。

#### ④ 年次報告書におけるコーポレートガバナンスに関する開示の強化

本改正後、上場会社は、年次報告書におけるコーポレートガバナンスの開示として、(a)CGコードにおける「原則」(Principles)の適用状況、並びに(b)同コードにおける「提言」(Recommendations)のうち採用しなかったものについてはその理由、及び代わりに採用した方策を記載することが必要となります。CGコードの「提言」の内容としては、独立取締役の任期は累積で9年を超えてはならない、取締役会議長が独立取締役でない場合には取締役会の過半数は独立取締役でなければならないなど、多岐に亘ります。CGコードの内容は、証券委員会のウェブサイト(<http://www.sc.com.my/>)からご覧いただけます。

本改正は段階的に施行され、(i)上記①、②及び③(年次報告書の記載に関する点を除く)については2013年6月1日から、(ii)上記③のうち年次報告書の記載に関する点については2013年12月31日以降

に終了する事業年度に係る年次報告書から、(iii)上記④については 2012 年 12 月 31 日以降に終了する事業年度に係る年次報告書から、それぞれ適用されます。

4. マレーシア(2):最低定年退職年齢法の施行日の決定

本ニュースレター第 8 号にてご紹介した、民間企業における定年退職年齢を満 60 歳以上とする最低定年退職年齢法 (Minimum Retirement Age Act 2012) について、2012 年 12 月 6 日、人的資源省大臣は、同法の施行日を 2013 年 7 月 1 日とする旨公表しました。但し、同年 2 月 28 日までに強固な正当化理由 (strong reasons and justifications) に基づき申請を行えば、最長で同年 12 月 31 日まで猶予期間が与えられることがあるとのことです。

弁護士 秋本 誠司 ☎ 03-5220-1818 ✉ <a href="mailto:seiji.akimoto@mhmiapan.com">seiji.akimoto@mhmiapan.com</a>
弁護士 佐伯 優仁 ☎ 03-6266-8523 ✉ <a href="mailto:masahito.saeki@mhmiapan.com">masahito.saeki@mhmiapan.com</a>

今月のコラム - ベトナム -

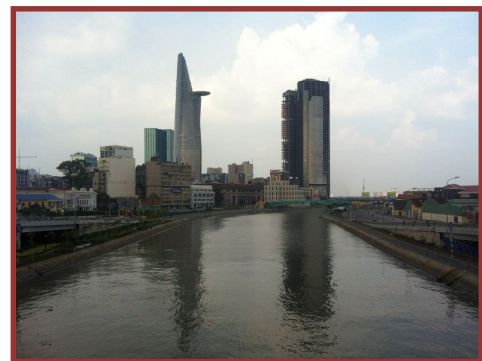
「ベトナム南北比較／ベトナムの今」

筆者は、2012 年 9 月から、ベトナム南部の中心都市ホーチミン市 (旧名:サイゴン) に滞在しています。ベトナムは南北に細長い国で、北部と南部では、主に地理的・歴史的要因で様々な違いがあります。一般に言われるそれぞれの特徴を以下のとおりまとめてみました。

	北部	南部
中心都市	ハノイ (人口約 650 万)	ホーチミン市 (人口約 750 万)
機能	政治の中心	経済の中心
気候	四季、夏は暑く冬は寒い	乾季と雨季、年中温暖
言葉	堅い、標準語	緩い、「南部弁」
人の性格	堅い、生真面目	緩い、奔放
街の雰囲気	風情がある、整然	活気がある、雑然

こちらに滞在している日本人の方とこの話題になると、例えるなら「北部は“京都”で南部は“東京”」という方や、「ホーチミンは東京ほど地方出身者が多くないので、“京都”と“大阪”という方がしっくりくる」という方もいます。

人の性格の違いは、やはり歴史的・社会的な背景が大きいようです。あるハノイ出身のベトナム人弁護士によれば、「今でも学校の教育からして北部と南部では違う。北部は社会主義的色彩が強く、南部は自由主義的。いまだに欧米に嫌悪感を持つ人も比較的北部の方が多い。」とのことです。このような性格や気質の違いから、結婚も同じ地域出身同士が好まれたり、また、工場の労務管理において南部と北部のベトナム人が衝突しないよう配置を工夫する例などもあるようです。



[ホーチミンの経済の中心 District1 とサイゴン川]



【クリスマスイルミネーションに彩られる街並み】

気候も大きく異なります。年末のこの時期、ハノイは10℃近くまで気温が下がりますが、ホーチミンは25-35℃ほどで、半袖で過ごせます。ハノイ近辺の山麓は降雪しますが、ホーチミンの人の多くは雪を見たことがありません。

また、ホーチミンは西洋文化にとっても寛容です。ハロウィンやクリスマスの時期は街の至るところが飾り物やイルミネーションで彩られ、多くのイベントが催されます。30℃を超える中でクリスマスと聞くと少し違和感を感じますが、その街の雰囲気を楽しむだけでとても楽しい気分になれます。

さて、ベトナム人の性格に関連して興味深い考察があります。

「元来、人間の素朴な暮らしにとって、国家は不要なものである。素朴な暮らしとは、食べる・寝る・祈る・愛するといったように生存を続けるための諸行為であるとすれば、ここに国家というナワバリと権力が噛みこんでくる余地は本来ない。」(司馬遼太郎『人間の集団について—ベトナムから考える』(中央公論社、1996)より)

これは、司馬遼太郎が、今から約40年前(1973年)、2週間ベトナムに滞在した際の経験に基づく一節です。



【伝統的な市場の様子(バンテン・マーケット)】



【ホーチミン最大のショッピングモール(クレセント)】

40年経った今でも、ベトナム人は、一般に、国のため、会社のため、というよりは、自分や家族のために働くという意識が比較的強いと言われます。それが、労働生産性を高めていこうとする上で一つの阻害要因になってきたとも言われます。

しかし、それも少しずつ変化してきています。街には伝統的な市場や露店も残る一方、郊外には多くの巨大なショッピングモールができ、インフラの整備も進むなど、ここ数年で急速に生活の質が変わってきています。そのような環境の変化に応じて、少しずつながら、人の考え方も変わっていているようです。

食、人、気候。少なくともこれらの面において、ベトナムは、日本人にとって非常に親和的かつ魅力的な国だと感じます。さらに今後、上記のようなソフト、ハード両面の変化を経ることで、日本にとってますます重要な国になっていくことが期待されます。

(弁護士 塙晋)

## セミナー・文献情報

- セミナー 『2012 第10期 グローバルトップセミナー 第15回 「バングラデッシュの進出法務・労働問題」』
- 開催日時 2013年1月19日(土)11:00~12:00
- 講師 小山 洋平
- 主催 公益財団法人日本生産性本部

- セミナー 『シンガポール地域統括会社を構築・活用するための法務と税務』
  - 開催日時 2013年2月7日(土)13:30~16:30
  - 講師 関口 健一
  - 主催 金融ファクシミリ新聞社
  
- セミナー 『2012 第10期 グローバルトップセミナー 第20回 「インド進出法務・労務問題」』
  - 開催日時 2013年2月9日(土)11:00~12:00
  - 講師 小山 洋平
  - 主催 公益財団法人日本生産性本部
  
- 論文 「シンガポール REIT(S-REIT)の上場及び日本の不動産組入の実務」
  - 掲載誌 ARES 不動産証券化ジャーナル vol.10 2012年12月1日刊
  - 著者等 佐伯 優仁

MHM Asian Legal Insights 2012年第10号 [2012.12.20 発行]

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhmjapan.com  
03-6212-8330

[www.mhmjapan.com](http://www.mhmjapan.com)